

天の川沿岸 土地改良だより



第37号

平成22年8月20日

米原市飯12-3

水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)
 FAX 0749-52-3871
 E-mail:amanogawa@sepia.ocn.ne.jp
<http://amano-gawa.jp/>



- 土地改良施設の適正な維持管理
- 地域で取り組む豊かな農村環境の保全



用排水路やゲートをはじめとする土地改良施設は、かんがい排水だけでなく集落の生活用水や防火用水、親水施設、生態系保全、洪水防止等の多面的機能を有し、みんなの生活に密着した重要な施設となっています。

現在、管内の各集落において、地域住民が一体となって用排水路の清掃等に取り組まれています。将来にわたってこれらの施設の機能が十分発揮されるよう適正な維持管理・保全をしていく必要があります。



改良区だより

発刊ご挨拶

理事長 徳田満夫

厳しい残暑が続いておりますが、どこからか聞こえる虫の音が秋の気配を感じさせる今日、組合員各位にはご健闘してご活躍のことと心よりお喜び申し上げます。

日頃は、土地改良区の運営全般に亘り格別のご理解とご協力ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。平成22年度の「土地改良だより」発刊にあたり一言ご挨拶申し上げます。

さて、お蔭様で県営農業用水再

編対策事業いわゆるハード事業と、団体営で地域用水機能増進事業というソフト事業が平成21年度をもつて終了いたしました。先輩各位のご尽力により、平成11年度より採択を受け進めてまいりました。11年間に亘る長い工期中、皆々様方からいただきましたご支援、ご協力に対し深甚なる敬意を表しあげます。

県営事業は総事業費22億3千1

00万円を投入し事業を進めてきました。事業期間中は10年間に亘り特別賦課金として、事業費の約8%（反当2,500円）をご負担いただき、また、事業執行にあたりましては、関係集落の役員様始め隣接地権者様、耕作者様にご迷惑をお掛けしながらではあります。現在の物価水準に直すと昭和41年度の水準です。全国の基幹

水利施設だけでも30兆円もの資産となり、その内更新時期を迎えている施設も多く本来なら相当な予算が必要です。本県においては、ダム、頭首工、ポンプ場など大規模な農業水利施設が存在します。水路においては13,300km（琵琶湖約55周）にも及び本県の農業生産を支えています。そして、その施設の多くは更新・補修の時期に入っています。

本事業で、受益面積要件の関係により未施行の施設に対しては、新規事業を模索しながら、予算の範囲内で皆様のご負担が極力少なくなるような方策を検討してまいりたいと思います。

本年度の改良区当初事業としては、基幹水利施設ストックマネジメント事業・国営造成施設管理体制整備促進事業・土地改良施設維持管理適正化事業・ミニ適正化事

業・流域田園水循環支援事業・21世紀土地改良区創造運動等、総予算28,992千円で計画いたしております。しかし緊急に発生した施設補修に対しては新規事業を模索しながら対応してまいります。

さて、政権交替により、22年度の土地改良予算は厳しく農業農村整備の概算要求額500億円を大きく下回り半額以下となっています。現在の物価水準に直すと昭和41年度の水準です。全国の基幹火用等の恩恵を受けておられる地域住民の皆さんと連携・協力しながら、継続的に実践していくよう取組みや仕組みを構築していくなければなりません。

膨大な施設の適正な維持管理を実践していくため、改良区としましては「土地改良施設等維持管理実施要領」の制定に向けて水系単位の会合を開きながら、その趣旨をご理解をいただいているところです。また、今後、年内を目標に各集落に維持管理組織の立上げを目指してご説明にあがりますのでよろしくお願いいたします。

最後に残暑厳しい折、皆様方のご健康と、益々のご活躍をご祈念申し上げご挨拶といたします。

天の川沿岸土地改良だより

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から県行政とりわけ地域農業の振興ならびに農業農村整備事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、天の川沿岸土地改良区では農業生産の基幹となります県営かんがい排水事業に昭和55年度から手掛けられ、併せて、農業生産活動の近代化を図るための基盤整備を順次進めてこられました。また、時代の変化や地域の要請に対応するため、平成11年度からは農業用水再編対策事業並びに地域用水機能増進事業に着手していただきなど、今までの長きにわたり、地域農業・農村を健全に守り育てていただきための取り組みにご尽力をいたしました。感謝を申し上げます。

ご承知のとおり、天の川沿岸土地改良区では農業生産の基幹となります県営かんがい排水事業に昭和55年度から手掛けられ、併せて、農業生産活動の近代化を図るための基盤整備を順次進めてこられました。また、時代の変化や地域の要請に対応するため、平成11年度からは農業用水再編対策事業並びに地域用水機能増進事業に着手していただきなど、今までの長きにわたり、地域農業・農村を健全に守り育てていただきための取り組みにご尽力をいたしました。感謝を申し上げます。



ご挨拶

**湖北農業農村振興事務所
田園振興課長 伊藤善朗**

維持管理」、「土地改良区による環境保全に配慮した適正な維持管理」を組み合わせ「滋賀県型農業水利施設アセットマネジメント」として推進することで、施設を健全な形で維持保全し、次代に引き継いで行きたいと考えております。

国の大削減や県の一般財源不足など、今後の施策の展開に不透明な

生活を支える豊かな食料を供給するだけでなく、農業の営みを通じて、琵琶湖などの豊かな自然環境の保全、心やすらぐ美しい景観の形成、地域文化の継承など、多面的な役割を果たしております。先人から受け継がれてきたこのかけがえのない財産を、健全で持続可能な姿で次代に継承していくことが私共に果たされた使命であると考へております。

農業水利施設についても同様でございまして、施設の多くは整備後30年以上が経過するなど老朽化が進んでおり、その保全更新対策が課題となっています。県では、基幹から末端に至る全ての土地改良施設を資産としてとらまえ、効率的・効果的な保全更新を図るために、『国、県、市町等による予防保全と更新』、『農業者や地域住民による直営工事や共同活動による

点が多々ございますが、農業・農村の持続的な発展ため、創意工夫をしながら皆様と知恵を出し合います。引き続き、皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

最後になりましたが、貴土地改良区の益々のご発展と組合員皆様のご健勝とご活躍を祈念いたします

第56回通常総代会開催

第56回通常総代会が去る3月17日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。

総代40名中37名の出席のもと、来賓に湖北地域振興局田園振興課若松課長並びに米原市経済環境部農林振興課北川課長のご臨席を賜り、議長に世継の北村忠衛氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とおり可決、承認されました。



県営農業用水再編対策事業

平成21年度工事をもつて 11年間に亘る事業を無事完了す

平成11年度から着手しました県営農業用水再編対策事業は、お蔭様で平成21年度をもちまして事業完了いたしました。

最終となりました昨年度の工事

は、用水路の関係では箕浦地区の中の川線水路、顔戸地区では舟崎線水路、それぞれの補修整備が実施されました。また、排水路の関係では筑摩地区の蓮池につながる一番南側の路線、宇賀野地区ではJR北陸本線以西で長沢地区との字界を流下する排水路、世継地区では天の川揚水機場南側で宇賀野地区の一部を含め世継方面にかけて流下する寺川排水路、その他顔戸地区においてそれぞれ補修工事が行われました。また、長沢地先の土川下井転倒井堰の件も、土川横断サイホンの完成とその後の経過を受け、集落で水利用について整理し決定していただき、長年の

天の川沿岸土地改良だより

懸案事項であつた撤去工事が行われました。その他各地の補完工事等を合わせ、一部本年度に繰越した仕事もありましたが、無事完了することができました。

また、事業の最終年になりましたが、計画変更の手続きに当り同意書微集の際、組合員の皆様にはご理解とご協力をいただきましてありがとうございました。これにより本事業の実績と全体計画の整合性が図れ、適正に締めくくることが出来ました。



宇賀野排水路工事完了状況



寺川排水路工事完了状況



顔戸排水路工事完了状況

顔戸排水路工事完了状況



筑摩地区排水路工事完了状況



土川下井井堰撤去状況



箕浦地区用水路工事完了状況

地域用水機能増進事業

—事業完了—

施設管理体制の整備へ

地域用水機能増進事業につきましても県営事業と同様、平成21年度をもつて事業完了となりました。最終年度としましては補完ハード事業で、長沢地区において反復利用ゲートや分水ゲートを設置し、世継地先においては琵琶湖逆水送水管吐出口の改良工事を実施しました。

ソフト事業については、集落において防火用水の堰板の設置や、魚類が棲めるように景観・環境水路の整備が行われました。また県営事業で改修された水路の周辺ではプランターを設置したり植栽作業にも取組されました。

さらに、立岩井堰水系(岩脇、上多良、中多良、下多良、多良方面)において、ごみ発生源調査を実施していただきました。この調査は、以前に顔戸井堰水系でも実施していただきました。

地域用水機能増進事業につきましても県営事業と同様、平成21年度をもつて事業完了となりました。最終年度としましては補完ハード事業で、長沢地区において反復利用ゲートや分水ゲートを設置し、世継地先においては琵琶湖逆水送水管吐出口の改良工事を実施しました。

ソフト事業については、集落において防火用水の堰板の設置や、魚類が棲めるように景観・環境水路の整備が行われました。また県営事業で改修された水路の周辺ではプランターを設置したり植栽作業にも取組されました。

さらに、立岩井堰水系(岩脇、上多良、中多良、下多良、多良方面)において、ごみ発生源調査を実施していただきました。この調査は、以前に顔戸井堰水系でも実施していただきました。

内容は集落の上流と下流にそれぞれごみ止めのスクリーン(柵)を設置し、上流から流れて来るごみや、集落の中で発生するごみの種類や量を調査して、写真とともに記録をとつていただくものです。後日、調査結果を取りまとめて啓発チラシを作成し、関係集落で回覧してもらい、ごみ削減の啓発に努めていただきました。(調査結果の一部を後段に掲載します。)

11年間にわたり県営、地域用水、両事業で整備された施設は、いずれも農業用排水の持つ多面的機能、いわゆる地域用水機能(景観、環境、生態系保全、生活、防火等)を増進させる施設となっています。ハード面の工事と併せて進めたソフト面の取組みにより、関係集落の皆さん地域用水に対する意識にも一定の変革があつたものと判断しています。事業完了後ににおいても、これらの施設を各集落で上手く利活用していただきたいと考えています。そのためにも、集落においてこれまで実践していただきました特色ある取組みや、

と判断しています。事業完了後ににおいても、これらの施設を各集落で上手く利活用していただきたいと考えています。そのためにも、集落においてこれまで実践していただきました特色ある取組みや、

集落一体となつた活動が、たとえその一部でも継続され、もしくは、さらに発展させて施設の維持保全、環境保全の活動として地域に定着していくことを切に願っています。



送水管吐出口改良



長沢反復利用ゲート



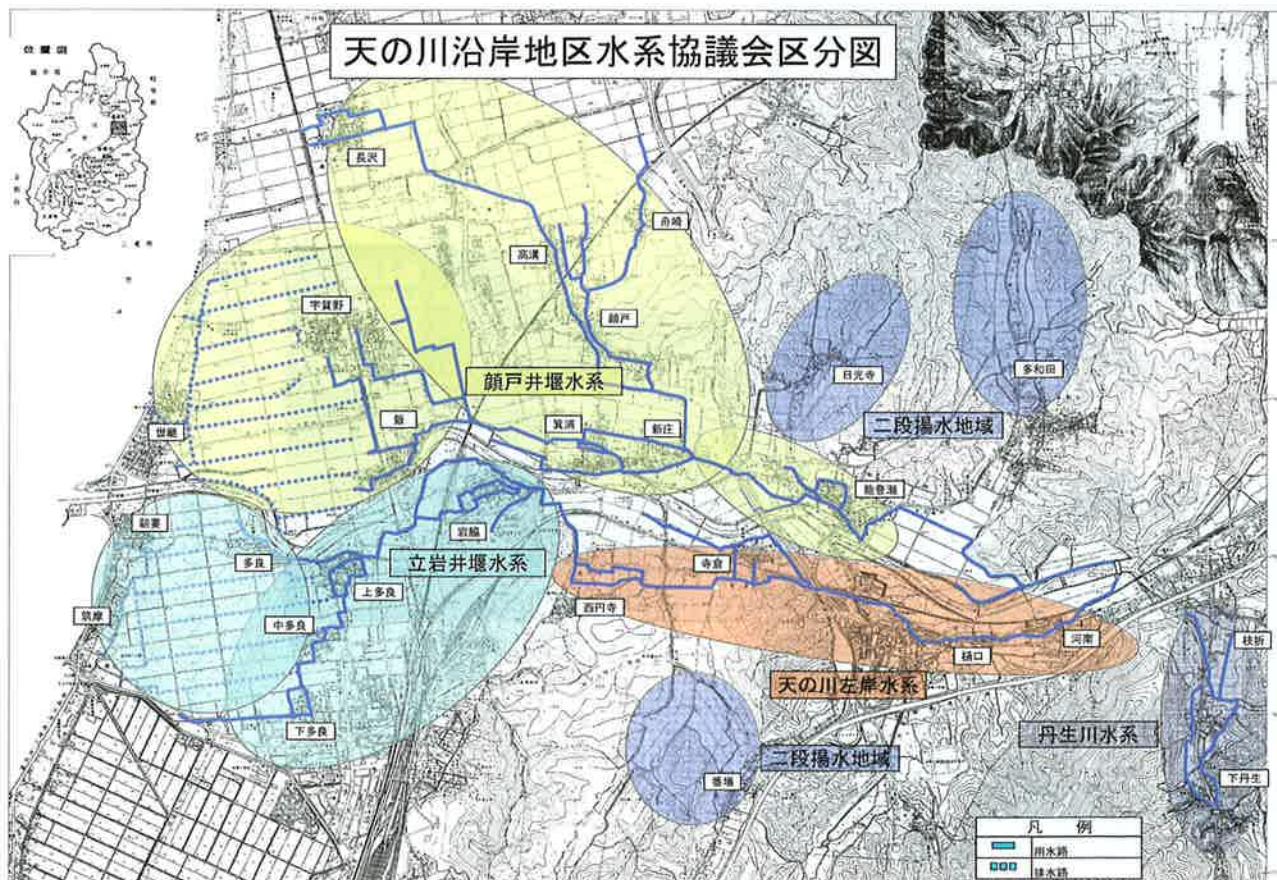
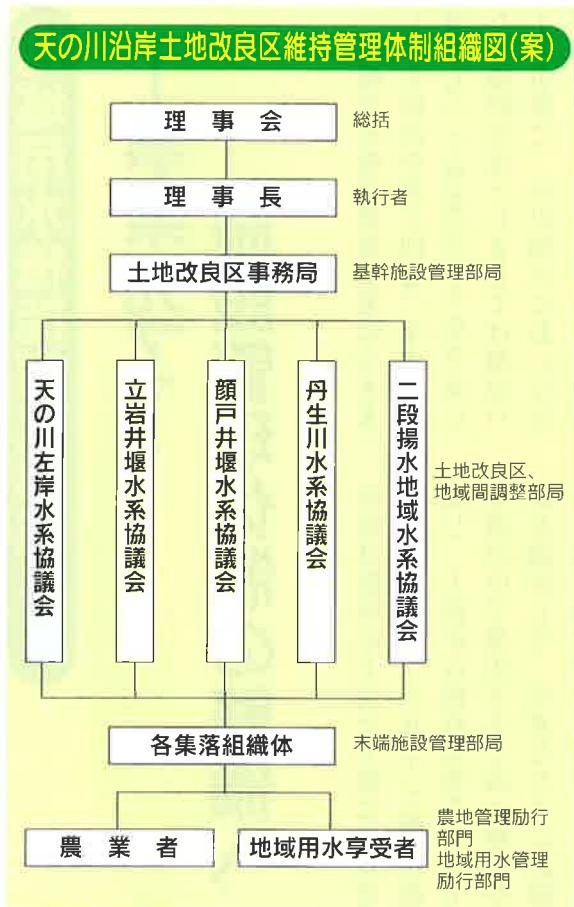
長沢分水ゲート

維持管理実施要領制定に向けた取組みについて

一 用水の有効利用をめざした管理体制の構築

県営、地域用水、二つの事業完了を機に改良区としましては、農業用水、地域用水を継続的に有効利用出来る仕組みと、適正な維持管理体制の構築に向けて、土地改良施設の維持管理実施要領を制定したいと考えています。現在、体制整備の一環として同一の水路系統もしくは、類似の水利用形態にある関係集落による水系協議会を開催しています。今後は、集落毎

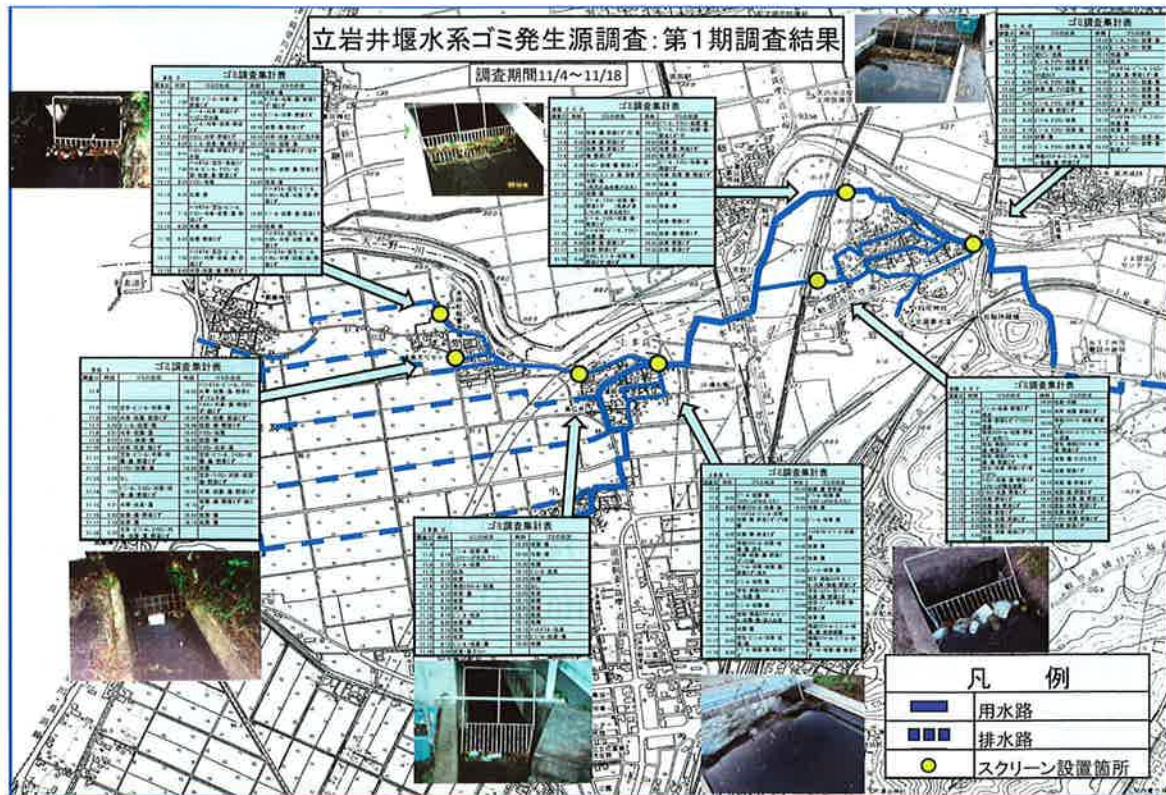
に維持管理組織を立ち上げてもらうべく、説明会を順次実施していく予定です。以下に現時点で考えています維持管理体制と水系協議会の区分図を掲載します。天の川沿岸地区における田園集落の潤いと豊かさを将来につなげていけるよう、維持保全活動を地域の皆さんとともに取り組んでいきたいと考えています。ご理解とご協力ををお願いいたします。



水路のごみ減量にご協力をお願いします。 —ごみ発生源調査結果から—

水系別に集落の上流と下流にごみ止め用のスクリーン(柵)を設置して、ごみの発生源を調べようということで昨年の11月から12月にかけて立岩井堰水系で下記のとおり調査を実施しました。

- この調査で分かったことは次のとおりです。
- ①これまでから、「ごみは上流の集落から流れてくる。」という声をよく耳にしましたが、調べてみると上流からだけでなく自分の集落内において発生するものもかなりあることが分かりました。
 - ②調査した水路はいずれも道路沿いの路線が多く、通りすがりのポイ捨てだと思われるごみがありました。
 - ③故意に捨てたと思われる家庭系のごみが見られました。(ビールの空缶等)
 - ④畑の野菜を水路で洗った後の葉くずが多量に流れることがありました。
 - ⑤風で飛散するごみ(発泡スチロール、ナイロン、ビニール等)も多いことが分かりました。
 - ⑥今回、スクリーンで止まって上げられた多量のごみは、普段は最下流の集落で止まったり、天野川や琵琶湖へ流れているという実態を読み取ることができます。

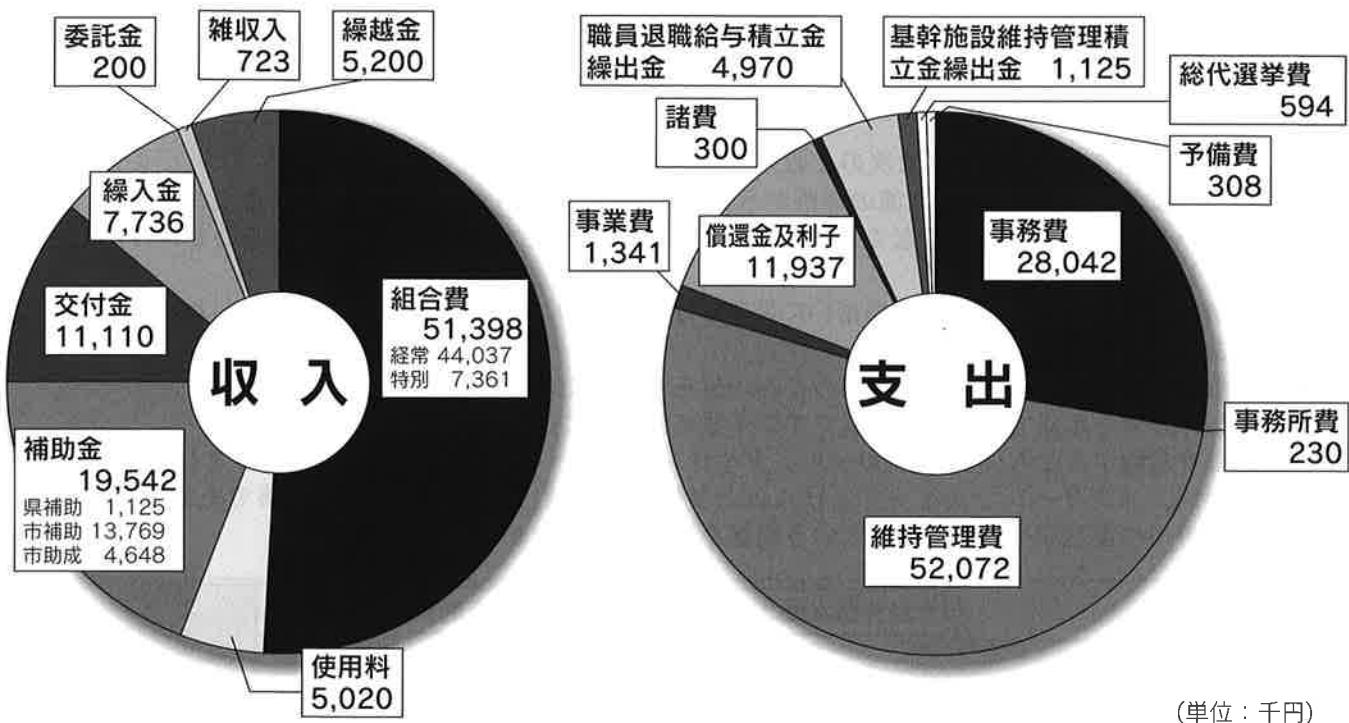


故意のポイ捨ては論外ですが、みんなのちょっととした心掛けで水路のごみはかなり減らせると思います。草刈の時に刈り方を注意して出来るだけ水路に草が落ちないようにしたり、水路の近くでは風で飛散するものをきちんと管理することで水路のごみが減らせると思います。

皆さんのご協力をお願いいたします。

平成22年度一般会計収支予算

総額 1億91万9千円



平成20年度収支決算

一般会計

収 入	金 額	支 出	金 額
1. 組 合 費	79,568,680	1. 事 務 費	19,968,267
2. 使 用 料	5,592,691	2. 事 務 所 費	74,872
3. 補 助 金	※399,280,552	3. 維持管理費	36,010,190
4. 交 付 金	56,000	4. 事 業 費	18,164,833
5. 繰 入 金	188,000	5. 債還金及利子	※404,345,927
6. 委 託 金	300,000	6. 諸 費	184,111
7. 雜 収 入	1,985,902	7. 職員退職給与積立金 繰出金	3,520,000
8. 繰 越 金	4,892,993	8. 基幹施設維持管理積立金 繰出金	4,400,000
合 计	491,864,818	合 计	486,668,200

差引 5,196,618円を平成21年度へ繰越

特別会計残高

農 地 転 用	(円)
職員退職給与積立金	42,938,640
基幹施設維持管理積立金	70,623,472
土地改良施設財産処分積立金	20,633,999
事務所維持管理積立金	28,283,672
増加維持管理基金	79,102,971
地域用水機能増進事業	8,607,929
合 计	466,900,514

※米原市償還助成対象分の借入金を繰上償還した関係で高額となりました。

平成22年度 賦課金額

1. 経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	5,000円	6,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

2. 特別賦課金

①ほ場整備事業賦課金

(ほ場整備償還金 : 10アール当り)

工区	単価	工区	単価
宇賀野	11,750円	高溝顔戸	14,240円
世継	11,630円	能登瀬	17,570円
長沢	10,470円	新庄箕浦顔戸	15,360円
飯	14,150円	日光寺	34,360円
朝妻	9,310円	多和田	36,890円
筑摩	9,750円	蒲原	17,500円
中多良	11,390円	寺倉	19,110円
上多良	11,630円	西円寺	25,750円
番場	16,860円	岩脇	30,370円

②ほ場整備事業経常費：ほ場整備償還継続地 150円
(10アール当り)

橋の申請について

土地改良区が管理する水路に隣接する宅地や農作業所へ出入りするため橋をかける場合は、承認申請が必要です。

所定の申請用紙がありますので必ず届け出をしてください。

土地改良事業功労者表彰

去る7月1日、滋賀県土地改良事業団体連合会湖北支部協議会において土地改良事業功労者表彰が行われました。代表監事を永年に亘り務めていただいている後藤法泉氏、元宇賀野地域用水対策実行委員長としてご尽力いただきました増田眞善氏（現長浜・米原地域みずすまし推進協議会会长）、改良区事務職員小野里美氏が受賞されました。おめでとうございます。

平成22年度 農地転用決済金

(10アール当り)

地区	金額
かん排地区	401,400円
普通地区	176,400円
特別1地区	78,100円
特別2地区	113,700円

必ず届出をしてください！

組合員資格等に変更があった場合は、土地改良区に所定の用紙がありますので必ず届出をしてください。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合
- 組合員の住所が変わった場合

農地転用をされる場合も必ず届出をしてください。

改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合または田を畠に転換する場合は、必ず届出されると共に、決済金及び手数料の納入が必要です。

尚、公共事業による転用の場合も決済金が必要です。

届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることになります。

平成22年度 改良区の概要

(H22.4月現在)

組合員数 1,825名
地区面積 700.2ha

21世紀創造運動推進中

各小学校や農村まるごと保全向上対策集落活動組織、関係機関と連携を図り、ニゴロブナの稚魚放流体験学習会や水生生物観察会等を実施しました。子供たちが、水や水路の大切さ、生き物や環境保全等に关心を持ってくれることを願います。



坂田小生きもの探検親子活動



坂田小5年生 ゆりかご水田出前授業



世継水生生物観察会



息長小2年生 稚魚放流体験



息長小5年生 水生生物観察会



長沢お魚観察会



透視度調査



米原小2年生 稚魚放流体験

~広げよう 一人ひとりの人権意識~

「人権」とは、だれもが生まれながらにもっている人間の尊厳に基づく固有の権利で、自分も、自分以外の人も、社会の全ての人が、「人間らしく、自分らしく生きる」ことができるためには必要で、欠かすことのできないすべての権利であり、人々が築いてきた財産なのです。

私たちは、自らの「人権」を守るとともに、自分以外のすべての人の「人権」も正しく理解し保障していくなければなりません。すべての人が、「人間らしく、自分らしく生きる」ことができるよう、「人権」が保障され、やさしさに育まれた社会の実現に向けて、一人ひとりが日常生活の中で人権への配慮がその態度や行動に表れるよう、「人権感覚」を磨く努力をしていく必要があるのです。

組織図

(平成22年4月1日現在)

山口事務局長

須戸事務局次長

(工事・管理担当)

川崎管理係長
兼会計主任

(庶務・会計担当)

小野臨職

(事務補助)

遠藤主事

(工事・管理・事業補助)